

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	消火栓等の代替措置の認定
処分権者	市長
根拠規定	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第12条
基準規定	消火用屋外給水施設の設置に関する運用指針について本則
審査基準	具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	5日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	流出油等防止堤の代替措置の認定
処分権者	市長
根拠規定	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第6条
基準規定	流出油等防止堤の設置に関する運用指針について本則
審査基準	具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	5日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	防災上有効な施設又は設備の設置の認定
処分権者	市長
根拠規定	石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第1項
基準規定	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第21条の2
審査基準	具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	15日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	保安検査時期の変更
処分権者	市長
根拠規定	危険物の規制に関する政令第8条の4第2項ただし書
基準規定	危険物の規制に関する政令第8条の4第2項ただし書 危険物の規制に関する規則第62条の2;第62条の3第2項
審査基準	危険物の規制に関する政令第8条の4第2項 危険物の規制に関する規則第62条の2、第62条の3第2項 規定は略
標準処理 期間	5日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	完成検査済証の再交付
処分権者	市長
根拠規定	危険物の規制に関する政令第8条第4項
基準規定	危険物の規制に関する政令第8条第4項 危険物の規制に関する規則第6条第3項
審査基準	危険物の規制に関する政令第8条第4項 危険物の規制に関する規則第6条第3項 規定は略
標準処理 期間	3日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	臨時保安検査
処分権者	市長
根拠規定	消防法第14条の3第2項
基準規定	消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第8条の4第4項；第8条の4第5項；第8条の4第6項 危険物の規制に関する規則第62条の2の9；第62条の3 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第70条
審査基準	消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第8条の4第4項、第8条の4第5項、第8条の4第6項 危険物の規制に関する規則第62条の2の9、第62条の3（第2項を除く） 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年5月1日自治省告示第99号）第70条 規定は略
標準処理 期間	15日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	定期保安検査
処分権者	市長
根拠規定	消防法第14条の3第1項
基準規定	消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第8条の4第1項;第8条の4第2項(ただし書を除く);第8条の4第3項 危険物の規制に関する規則第62条の2の2～2の8;第62条の3(第2項を除く) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第69条の4・5;第70条
審査基準	消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第8条の4第1項、第8条の4第2項(ただし書を除く)、第8条の4第3項 危険物の規制に関する規則第62条の2の2～2の8、第62条の3(第2項を除く) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年5月1日自治省告示第99号)第69条の4、第69条の5、第70条 規定は略
標準処理 期間	15日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	予防規程の制定・変更認可
処分権者	市長
根拠規定	消防法第14条の2第1項
基準規定	消防法第14条の2 危険物の規制に関する政令第7条の3;第37条 危険物の規制に関する規則第9条の2;第60条の2;第61条;第62条
審査基準	消防法第14条の2 危険物の規制に関する政令第7条の3、第37条 危険物の規制に関する規則第9条の2、第60条の2、第61条、第62条 規定は略
標準処理 期間	15日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	危険物施設の完成検査前検査
処分権者	市長
根拠規定	消防法第11条の2第1項
基準規定	消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第8条の2;第8条の2の2 危険物の規制に関する規則第6条の2の5;第6条の5 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示本則
審査基準	消防法第10条第4項（製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準） 危険物の規制に関する政令第8条の2、第8条の2の2 危険物の規制に関する規則第6条の2の5、第6条の5 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年5月1日自治省告示第99号） 規定は略
標準処理 期間	タンク検査：5日基礎・地盤検査及び溶接部検査：15日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	仮使用の承認
処分権者	市長
根拠規定	消防法第11条第5項ただし書
基準規定	消防法第11条第5項ただし書 危険物の規制に関する規則第5条の2;第5条の3 周南市危険物等保安規則第6条
審査基準	消防法第11条第5項ただし書危険物の規制に関する規則第5条の2、5条の3 周南市危険物等保安規則第6条 規定は略
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	危険物施設の完成検査
処分権者	市長
根拠規定	消防法第11条第5項本文
基準規定	消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第8条;第9条～第23条 危険物の規制に関する規則第6条;第10条～第38条の3 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示本則
審査基準	消防法第10条第4項（製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準） 危険物の規制に関する政令第8条、第9条～第23条 危険物の規制に関する規則第6条、第10条～第38条の3 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年5月1日自治省令第99号） 規程は略
標準処理 期間	5日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	危険物施設の設置・変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	消防法第11条第1項
基準規定	消防法第10条第4項 消防法第11条第2項（許可の基準） 危険物の規制に関する政令第6条；第7条；第9条～第23条 危険物の規制に関する規則第4条；第5条；第10条～第38条の3 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示本則 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示本則
審査基準	消防法第10条第4項（製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準） 消防法第11条第2項（許可の基準） 危険物の規制に関する政令第6条、第7条、第9条～第23条 危険物の規制に関する規則第4条、第5条、第10条～第38条の3 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年5月1日自治省告示第99号） 規程は略
標準処理 期間	設置許可申請：21日（危険物保安技術協会に委託した場合は60日）変更許可申請：14日（危険物保安技術協会に委託した場合は60日）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認
処分権者	消防長
根拠規定	消防法第10条第1項ただし書
基準規定	危険物の規制に関する規則第1条の6
審査基準	仮貯蔵及び仮取扱をしようとする危険物の種類、数量、性質等に応じ、火災の予防上安全であるか否かを判断するため一般的基準を設定することが困難
標準処理 期間	5日
備考	